

雇児発0605第3号
平成27年6月5日
【一部改正】雇児発0901第9号
平成28年9月1日
【一部改正】子発0905第5号
平成29年9月5日
【一部改正】子発0310第2号
令和2年3月10日
【一部改正】子発0622第3号
令和2年6月22日
【一部改正】子発0225第5号
令和3年2月25日
【一部改正】子発0628第4号
令和3年6月28日
【一部改正】子発0201第3号
令和4年2月1日

各 都道府県知事
指定都市市長 殿
中核市市長
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公 印 省 略)

児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業の実施について

社会的養護については、虐待を受けた子どもなどを、より家庭的な環境で育てることができるよう、児童養護施設等におけるケア単位の小規模化・地域分散化、里親やファミリーホームへの委託などの取組を推進しているところである。

また、地域における子ども・子育て支援については、子ども・子育て支援新制度が平成27年度4月から施行され、各市町村において地域子ども・子育て支援事業の実施等により、子ども・子育て支援の充実を図ることとなっている。

今般、これら施策の一層の推進を図るため、別紙のとおり「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業実施要綱」を定め、平成27年4月1日から実施することとしたので通知する。

また、都道府県知事におかれては、管内の市町村（指定都市、中核市、児童相談所設置市を除き、特別区を含む。以下同じ。）に対しては、貴職からこの旨周知されるようお願いする。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

(別紙)

児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業実施要綱

第1 目的

児童養護施設におけるケア単位の小規模化等、児童養護施設入所児童等の養育環境改善を図るための改修、ファミリーホームを新設する場合の建物の改修、地域子育て支援拠点事業を継続的に実施するために必要な改修及び児童相談所における児童の心理的負担を軽減するために必要な改修等を実施することにより、児童養護施設入所児童等の生活向上を図ることを目的とする。

第2 実施主体

- 1 第3の1及び第3の4に定める事業
都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市町村
- 2 第3の2に定める事業
指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市町村
- 3 第3の3に定める事業
都道府県、指定都市及び児童相談所設置市

第3 対象事業

1 児童養護施設等の環境改善事業

(1) 入所児童等の生活環境改善事業

次の①又は②に該当する事業

- ① 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設又は児童自立支援施設において、小規模なグループによるケアを実施するため、施設の改修、設備整備及び備品の購入を行う事業。
- ② 児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、婦人保護施設、婦人相談所、婦人相談所の一時保護所、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親、児童家庭支援センター又は母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、入所児童等の生活向上を図るため、老朽化した乳児・児童用のベッド、乳児呼吸用モニター、緊急地震速報受信装置等、児童の安全の確保のために必要な備品の購入や更新、フローリング貼・カーペット敷等の設備の購入や更新及び改修を行う事業。

(2) ファミリーホーム等開設支援事業

ファミリーホーム、自立援助ホーム、地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケア、小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設、児童家庭支援センター又は婦人保護施設の地域生活移行支援施設を新設し、事業を実施する場

合に必要な改修整備、設備整備及び備品の購入を行う事業。

(3) 児童家庭支援センター開設支援事業

既存建物を借り上げて児童家庭支援センターを新設し、事業を実施する場合に貸し主に対して支払う礼金及び建物賃借料（敷金は除く。）にかかる経費を支弁する事業。

(4) 耐震物件への移転支援事業

耐震性に問題のある賃借物件において地域小規模児童養護施設等を設置している場合に、耐震物件への移転に伴う費用に対して支援を行う事業。

なお、対象となる施設等は第3の1(1)②に規定する施設等とする。

2 地域子育て支援拠点の環境改善事業

地域子育て支援拠点事業を継続的に実施するために必要な改修、備品の整備を行う事業。

3 児童相談所及び一時保護所の環境改善事業

児童相談所において、児童の心理的負担を軽減する等のために必要な改修及び備品の購入や更新を行う事業。

また、一時保護所において、児童の生活環境の向上を図るために必要な改修及び必要な備品の購入や更新を行う事業。

4 新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業

児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、婦人保護施設、婦人相談所、婦人相談所の一時保護所（一時保護の委託先の施設を含む。）、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親、児童家庭支援センター、児童相談所、児童相談所一時保護所（一時保護の委託先の施設を含む。）、養子縁組民間あっせん機関、社会的養護自立支援事業所及び母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、都道府県等による施設等へ配布する衛生用品の一括購入、施設等の消毒、感染症予防の広報・啓発、施設等の個室化に要する改修、施設等の職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくための支援（※）など新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業（以下、「新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業」という。）。

（※）職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費（研修受講、かかり増し経費等）を支援する。

【かかり増し経費等の例】

- i 職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金や、通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当など、法人（施設）の給与規程等に基づき職員に支払われる手当等のほか、非常勤職員を雇上した場合の賃金

※ 手当等の水準については、社会通念上、適当と認められるものであること。

- ii 施設の感染防止対策の一環として、職員個人が施設や日常生活において必要とする物品等の購入支援
 - ※ 物品等の例：手荒れ防止用のハンドクリーム、マスク、帽子、ゴーグル、エプロン、手袋、ウェストポーチ、ガウン、タオルなど
 - ※ 実費相当額を上限
- iii 濃厚接触者等の養育を担当する職員が家庭での感染拡大を予防するために宿泊施設等を利用する場合の宿泊費用など、濃厚接触者等を養育する際に必要なかかり増し費用
 - ※ 実費相当額を上限

第4 対象事業の制限

- 1 他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象とならない。
- 2 第3の1(1)から(4)、2及び3の各事業については、事業を行う施設等1か所につき1回限りとすること。ただし、以下の(1)から(3)に該当する場合はこの限りではない。
 - (1) 児童養護施設において、小規模かつ地域分散化を図るために必要な改修整備、設備整備及び備品の購入を行う事業を実施する場合。
 - (2) 乳児院において、ケアニーズが非常に高い子どもの養育のため集合する生活単位を整備するために必要な改修整備、設備整備及び備品の購入を行う事業を実施する場合。
 - (3) 災害等やむを得ない事情により再び同様の事業を実施する場合。
- 3 第3の1(1)①、(2)、(3)、2及び3の事業については、当該年度中、又は翌年度中に事業を実施した施設等の運営等を予定している場合に対象とすること。

第5 費用

国は、次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

- 1 都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行い又は助成する第3の1及び第3の4の事業
- 2 市町村が行い又は助成する第3の1及び第3の4の事業に対して都道府県が補助する事業
- 3 指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行い又は助成する第3の2の事業
- 4 市町村が行い又は助成する第3の2の事業に対して都道府県が補助する事業
- 5 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う第3の3の事業